

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県奈良土木事務所において閲覧できます。

平成二十一年七月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十一年五月十三日奈土第四四―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十一年六月十九日奈土第二四九号

三 開発区域に含まれる地域

天理市中町二一五番地ノ一及び二一九番地ノ二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市中町二三七番地

喜多 弘